

令和2年4月1日

鳩ヶ谷地区小・中学校保護者様

鳩ヶ谷地区小・中学校長会
鳩ヶ谷ブロックPTA連絡協議会

携帯電話・スマートフォン使用に関する指導の徹底について（お願い）

桜花の候、保護者の皆様には益々ご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。日頃より、各学校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、児童生徒の携帯電話やスマートフォンの使用につきましては、市内の小・中学校でも多くの問題が起きております。そこで、鳩ヶ谷地区では小・中学校9校におきまして、児童生徒の健全育成のために、下記のとおり「携帯電話・スマートフォンの使用に関する指針」を策定しております。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、趣旨をご理解の上、あらためてお子様の携帯電話・スマートフォンの使用に関して、各家庭で指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 趣 旨

- ・夜間の使用に伴う生活リズムの乱れ、睡眠時間の不足、依存症等を防ぐ。（健康面）
- ・長時間の使用をなくし、学習時間を確保する。（学習面）
- ・LINE等による人間関係のトラブル、SNSやネット上の事故等を防ぐ。（安全面）
- ・家族と会話する時間、家族と共に過ごす時間を大切にする。（情意面）

2 指針内容

【保護者】

- ・契約者である保護者の責任のもとに持たせる。
- ・各家庭で約束事や使用時間を決める。
(例)・就寝時など使用しない時間は保護者が預かる。
 - ・1日の使用時間を1時間以内とする。
 - ・午後9時以降は使用を禁止する。など
- ・フィルタリングや利用制限をかける。
- ・学校内および学校行事に持ち込ませないように管理する。
- ・保護者が指導できる状況のもとに使用させる。

【児童生徒】

- ・各家庭で決められた約束事や使用時間を守る。
- ・人を傷つける言葉を使わない、人を傷つける行為をしない。
- ・自分および他人の個人情報（名前・住所・写真など）を書き込まない、アップしない。
- ・見知らぬ人や会ったこともない人と、SNS等を通してやりとりをしない。
- ・むやみにサイトへアクセスしたり、アプリをダウンロードしたりしない。
- ・歩きながら、自転車を運転しながらの使用はしない。
- ・困ったことが起こったら、子供だけで解決しようとせず、すぐに身近な大人に相談する。